

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	議会局総務部秘書総務課
件名	さいたま市インターネット議会中継システム映像配信・運用管理業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月22日
契約の相手方名	株式会社大和速記情報センター
契約金額	3,762,000円
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、議会の活動状況に関する情報をインターネットを介して映像配信し、広く市民に情報提供することにより、市民の議会への関心と理解を深め、もって情報の速報化及び議会公開の一層の促進を図ることを目的としている。市民の利便性に十分配慮したシステム導入と安定した映像配信を実現するため、平成27年度から公募型プロポーザル方式で採用したシステムを運用しており、令和5年度からは議場のデジタル化に対応した機器を導入する。今後も安定した映像配信を行うためには、生中継時の障害発生等への対応など、開発経緯やこれまでの運用実績を熟知している必要がある。</p> <p>そのため、当該システムの開発業者以外に本業務を適正に履行できる者はいないことから、当該事業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	議会局総務部秘書総務課
件名	さいたま市市議会テレビ広報番組制作・放送・動画配信業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月27日
契約の相手方名	株式会社テレビ埼玉
契約金額	5,578,100円
随意契約によることとした理由	<p>さいたま市域をカバーする放送エリアを持ち、さいたま市内(埼玉県内)向けの情報提供に重点を置く地上波テレビ放送局は、当該事業者だけである。</p> <p>また、番組制作にあたっては、報道機関としての取材映像及び放送局として蓄積している映像が必要であることから、本業務に精通し、実績が豊富な当該事業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	議会局議事調査部議事課
件名	さいたま市議会会議録検索システム運用管理業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社会議録研究所 埼玉営業所
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,537,160円 ASP料金60,000円/月 データ変換の料金340円/頁
随意契約によること とした理由	<p>本業務委託契約は、ASP方式により会議録検索システムを安全・安定的に運用し、かつ、本市が保有する会議録及び委員会記録を会議録検索システム仕様のデータに変換してデータベースを作成し、システム登録する業務を委託するものである。</p> <p>本業務の目的は、さいたま市議会の情報を迅速かつ正確に公開し、かつシステムを安定的に運用することであり、現行のシステム及び本市の議会運営に精通した情報・ノウハウを有する業者であることが、本目的の達成のためには、必要不可欠な条件である。</p> <p>また、本業務を別の業者に委託することは、運用費用のほか、初期のデータ移行などの費用が別途生じることとなり、また移行時の検証にかかる時間的・労力的な面を考慮しても、特段の理由が無い限りは、現行の本業者に委託することが最も有益であることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>